



### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件に係る法令の規定について

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第145条第1項及び第148条によると、自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、4月1日を賦課期日として、その所有者に課することとされている。また、条例第63条及び第66条においても、同様の規定を設けている。そして、自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）の適用を受ける自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいい、通常道路において運行する自動車をいうものとされている。

イ また、自動車税は、法第145条第1項が自動車に対しその所有者に課する旨規定されていることに照らせば、「自動車の所有という事実」に担税力を認めて課する一種の財産税であると解される。」とされている（名古屋地方裁判所平成20年5月29日判決参照）。

ウ 次に、自動車税の税率は、法第147条に定めがあるが、法附則第12条の3第1項第1号によると、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）を受けたものに対する平成〇〇年度分の自動車税の税率は、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下の自家用乗用車（法第147条第1項第1号ロ(3)に掲げるものをいう。以下同じ。）については、45,400円とするとされている。なお、条例附則第9条第1項第1号においても、税率の特例として法附則第12条の3第1項第1号と同様の規定を設けている。

##### (2) 本件自動車に係る自動車税の課税について

ア 審査請求人は、本件自動車について、自動車検査証の有効期間が経過したのち、現実に運行されていないことを理由として、平成〇〇年度の自動車税の課税保留を求めている。しかし、上記(1)アのとおり、自動車税は自動車に対し、その所有者に課されることとされている。そして上記(1)イのとおり、自動車税は自動車の所有という事実に着目して当該自動車の所有者に課税される財産税であると解されることから、



## 第4 調査審議の経過

- 平成29年11月13日 諮問の受付
- 平成29年11月14日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知等（主張書面等の提出期限：11月30日、口頭意見陳述申立期限：11月30日）
- 平成29年11月22日 第1回審議
- 平成29年11月30日 審査庁から資料（平成29年11月28日付け）及び口頭意見陳述申立書を提出しない旨の回答を受領
- 平成30年1月15日 第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件税率の重課措置

- (1) 本件処分時の条例附則第9条第1項第1号の規定によれば、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新規登録を受けたものに対する平成〇〇年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下の自家用乗用車については、45,400円とされていることが認められる。
- (2) 審査請求人は、①大阪府の取扱いは不明であるが、他の自治体では使用に供していない自動車については、課税保留の取扱いがされているようであることから、本件自動車について、平成〇〇年の自動車検査証の有効期間経過後、継続検査を行っておらず、使用に供していない状況であるので、平成〇〇年度の自動車税について課税保留を求めること、②本件自動車は自動車検査証のとおり走行距離が少ないため、環境負荷が大きいとは言えない。経済効果目的と思える本件重課措置については、本来の趣旨から逸脱しているため、本件処分を取り消すことを求める旨主張する。
- (3) しかしながら、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は平成〇年〇月、自家用・事業用の別は「自家用」、総排気量は1.83リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、上記(1)のとおり、条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

### 2 自動車税の課税保留

- (1) 条例第63条では、自動車税は自動車に対しその所有者に課する旨規定されており、これは、自動車税が自動車の所有という事実には担税力を認め

て課する一種の財産税であると解される。

また、大阪府の自動車税・自動車取得税事務処理要領には、その第1章の「第4 課税保留の確認」において、課税保留及びその時期について、次のとおり定めている。

#### 「第4 課税保留の確認

(1) 課税保留及びその時期の認定は、次のとおり行う。

なお、アにあっては自動車の主たる定置場を大阪府内から他の都道府県に移転登録等（以下「府外へ転出」という。）されたものを除く。

ア（ア）検査有効期限（車両法第61条の規定による自動車検査証の有効期限の末日をいう。以下同じ。）が前年度の末日以前の自動車にあっては本年度の末日とする。

ただし、当該検査有効期限の属する月の翌月以後の自動車税がすべて滞納となっている自動車にあっては当該検査有効期限とし、当該検査有効期限の属する月の翌月以後の自動車税の全部又は一部が納付され、かつ、本年度の自動車税がすべて滞納となっている自動車にあっては前年度の末日とする。

（イ）検査有効期限が本年度の自動車で、かつ、検査有効期限後6か月を経過している自動車にあっては、検査有効期限とする。

ただし、当該検査有効期限の属する月の翌月以後の自動車税の全部又は一部が納付されている自動車を除く。

イ 検査有効期限を経過した自動車で、納税義務者から課税客体がないことを証する書面の提出がない場合で、自動車税報告書（様式第77号）の提出があり、当該課税客体のないことを事情聴取等により確認したものにあっては、当該検査有効期限以後の課税客体のなくなったと認められる日とする。

ウ 納税義務者等から課税客体が盗難、詐欺その他の自己の責に帰さない理由により官公署から自動車の使用が制限されている旨の自動車税報告書の提出があり、これを確認したもの（その事実が警察官署で確認できる場合にあっては、被害届届出人がその事実を警察官署に確認することに同意している場合に限る。）にあっては、盗難等にあつたことを警察官署に届け出た日又は当該自動車の使用が制限されていることとなった日とする。

エ（ア）納税義務者等から課税客体がないことを証する書面の提出があり、調査によりこれを確認したものにあっては、課税客体がなくなった日とする。

(イ) 調査により課税客体がないことを確認した場合で、納税義務者等から課税客体がないことを証する書面の提出がないことについてやむを得ない事由があるものにあつては、課税客体がなくなった日とする。

オ 賦課期日前に納税義務者が死亡した場合で、相続人が不明あるいは不存在であることを確認したものにあっては、死亡した日の属する年度の末日とする。ただし、賦課期日以後に納税義務者が死亡した場合で、当該年度の納税通知書が返戻され、かつ、相続人が不明あるいは不存在であることを確認したものにあっては、死亡した日の属する年度の前年度の末日とする。なお、死亡した日の属する年度以後の自動車税の全部又は一部が納付されているものにあつては、当該納付のあつた最終年度の末日とする。

(2) (1) により課税保留の確認をした自動車については、当該確認をした日の属する年度の翌年度以後の自動車の課税を保留するものとする。この場合において、当該自動車について既に課税された自動車税があるときは、当該課税保留の認定の時期の属する月の翌月以後の自動車税を減額するものとする。

(3) 課税保留の確認後、納税義務のあることが判明したときは、直ちに、復活の決議をする。

(4) (3) の場合においては、継続して納税義務があつたものとして課税する。

ただし、(1) ウに係る自動車については、その事由の消滅に伴い当該自動車を使用し得ることとなつた日の属する月から月割をもつて課税する。」

(2) 審査請求人は、上記1 (2) のように、本件自動車について、平成28年の自動車検査証の有効期間経過後、継続検査を行っておらず、使用に供していない状況であるので、平成〇〇年度の自動車税について課税保留を求めている。

(3) しかしながら、審査会に提出された証拠資料等によれば、本件自動車について、大阪府の自動車税・自動車取得税事務処理要領に定める課税保留をすることができる場合に該当すると確認できる事実は認められず、かえって、審査請求人が本件自動車を所有していることが認められることから、条例第63条の規定に基づき処分庁が行つた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) なお、審査請求人は平成〇〇年度の自動車税について課税保留を求めているが、念のため、自動車税を減免することができるかについても検討するに、自動車税の減免については、法第162条に基づき、条例第73条

第1項又は第74条に規定されているところ、審査会に提出された証拠資料等によれば、これらの規定のいずれにも該当すると確認できる事実は認められない。

- (5) また、審査請求人は、走行距離が少ない車両に対する重課措置は、本来の趣旨から逸脱する旨を主張するが、当該主張は条例等の根拠に基づくものではなく、自動車税制への意見等であることから、上記判断を左右するものではない。

### 3 判断

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 野一色直人

委員 福田 公教

委員 松村 信夫